

業務委託契約等に係る入札契約情報の公表に関する要領

制 定 平成 18 年 8 月 1 日

最近改正 平成 29 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、大阪市福祉局が締結する業務委託及び工事・印刷・製本・修繕を除く請負契約（以下、「業務委託契約等」という。）にかかる入札契約情報等の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第 2 条 この要領で対象とする契約は、大阪市福祉局で締結する業務委託契約等のうち、予定価格の額（ただし、契約期間が1年を超えるものにあつてはその年額）が「契約規則第17条 随意契約によることができる場合の予定価格の額（1,000,000円）」（以下、「予定価格の額（1,000,000円）」という）を超える契約とする。ただし、公募型比較見積による契約及び比較見積を行わなかった契約（特名随意契約）については、予定価格の額にかかわらず対象とする。

(案件情報の公表の範囲及び方法)

第 3 条 一般競争入札案件情報及び事後審査型制限付一般競争入札案件情報（以下「電子入札対象案件」という。）は、物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成 7 年大阪市規則第117号。以下「特例規則」という。）第 7 条に定めるもののほか、次に掲げる事項を大阪市電子調達システム上に掲載する。

- (1) 入札に付すべき事項
- (2) 入札参加資格に関する事項
- (3) 入札保証金に関する事項
- (4) 契約条項を示す場所
- (5) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条各号の1に該当する入札は、無効とする旨
- (6) 前各号のほか入札について必要な事項

2 電子入札対象ではない入札案件情報は、次に掲げる事項を福祉局ホームページ上に公表する。

- (1) 案件名称
- (2) 入札方式
- (3) 発注課
- (4) 公示日又は公開日又は指名通知日
- (5) 入札日
- (6) WTO政府調達協定の適否（一般競争入札に限る）

(7) 前各号のほか入札に必要な事項

3 公募型比較見積案件情報は、次に掲げる事項を福祉局ホームページ上に公表する。

- (1) 案件名称
- (2) 発注課
- (3) 公開日
- (4) 比較見積日
- (5) 前各号のほか比較見積に必要な事項

(入札結果並びに同契約結果の公表の範囲及び方法)

第4条 入札の結果並びに同契約結果については、入札契約情報等の公表に関する要綱（平成26年3月17日制定。以下「入札契約情報に関する要綱」という。）に基づき公表する。

(随意契約結果の公表の範囲及び方法)

第5条 随意契約により契約締結した案件で、かつ、比較見積を行わなかった案件（特名随意契約）の随意契約結果については、入札契約情報に関する要綱に基づき公表する。

第5条の2 公募型比較見積結果並びに同契約結果については、次に掲げる事項を記載した公募型比較見積経過調書を調達担当課にて閲覧に供して公表する。

- (1) 案件名称
- (2) 履行場所
- (3) 予定価格（税抜）
- (4) 比較見積日時
- (5) 見積者及び見積金額（税抜）
- (6) 契約の相手方
- (7) 決定金額（税抜）
- (8) 契約金額（税込）
- (9) 契約日

2 公募型比較見積結果については、次に掲げる事項について、福祉局ホームページ上に公表する。

- (1) 案件名称
- (2) 発注課
- (3) 契約の相手方
- (4) 決定金額（税抜）
- (5) 契約金額（税込）
- (6) 契約日

(公表期間)

第6条 公表期間については、次のとおりとする。

(1) 第3条の場合

公示又は公開の日以後入札参加申請の受付期限までとする。

(2) 第4条及び第5条の1の場合

入札契約情報に関する要綱に基づき、期間を設定する。

(3) 第5条の2の場合

入札契約情報に関する要綱に順じて、契約後1年を経過する日までとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別途、定める。

附則

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年11月5日から施行する。

附則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年11月4日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。